

議員提出議案第 3 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

狭山市議会議長 東 山 徹 様

提出者	狭山市議会議員	渡 辺 智 昭
賛成者	同	新 良 守 克
	同	町 田 昌 弘
	同	齋 藤 誠
	同	小谷野 剛
	同	中 村 正 義
	同	手 島 秀 美

提案理由

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が刑事事件に関し、一定の処分を受けたときに、議員報酬を一時差止め、あるいは不支給とするため、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が刑事事件に関し起訴をされたときは、前条の規定にかかわらず、当該起訴をされた日以後における当該刑事事件の被告人として^こ留その他の身体を拘束する処分を受けた期間（以下「^こ留等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。ただし、当該議員報酬が既に支給されていることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項の規定によりその支給を一時差し止める議員報酬の額は、^こ留等期間の属する月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

3 第1項の規定によりその支給を一時差し止められている議員報酬は、当該一時差し止めの理由となつた行為に係る刑事事件に関し、無罪判決が確定した場合その他有罪判決を受けることがなくなつた場合には、前条第1項の規定にかかわらず、速やかに支給しなければならない。

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該各号に定める議員報酬は、支給しない。

(1) 前条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止められ、当該一時差し止めの理由となつた行為に係る刑事事件に関し、有罪判決が確定した者 当該支給を一時差し止められた議員報酬

(2) 刑事事件の刑の執行として刑事施設に收容された者 当該收容された期間（以下「收容期間」という。）に係る議員報酬

2 前項第2号に掲げる者は、同号に定める議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、これを返納しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項第2号の規定により支給しないこととする議員報酬の額について準用する。この場合において、同条第2項中「^こ留等期間」とあるのは、「收容期間」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。